

総務常任委員会に付託されました事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成22年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成22年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第73号 平成23年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第85号 岩国市名誉市民条例

議案第86号 岩国市基地周辺まちづくり基金条例

議案第87号 岩国市暴力団排除条例

議案第88号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第89号 岩国市税条例等の一部を改正する条例

議案第92号 全身用X線コンピュータ断層撮影装置の買入れについて

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告申し上げます。

認定第1号 平成22年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の地域イベント関係費の各補助金に関し、

委員中から、「毎年一定額の補助金を交付しているが、交付額を徐々に減額するなど、補助金のあり方を見直すことが、イベントの運営方法についての工夫を促すこととなり、その結果、より地域の特色あふれるイベントとなれば、まちおこしにもつながっていくのではないか」との質疑があり、

当局から、「これらの補助金は、単にイベントの開催経費を補助するものではなく、イベントを介して人々が集い、人々が集うことによって地域づくりや地域の連帯づくりが図られるという、地域振興の取り組みを支援するものと認識している。これまでも事業計画書、事業報告書等を精査した上で適正な額を交付していると考えているが、御指摘の点を念頭に置き、それぞれのイベントの地域性や歴史も考慮しながら、今後も取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務費の地籍調査費に関し、委員中から、地籍調査が完了していない周東地域と錦地域における調査の進捗状況について質疑があり、

当局から、「周東地域については、平成22年度末現在、92.07%で、平成25年度完了予定である。錦地域については、平成22年度末現在、64.66%で、平成55年度ごろの完了予定である」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「錦地域について、完了までに今後四半世紀以上かかれば、過疎化、地権者の高齢化等により、調査が困難になることが予想されるため、早急に、予算の増額を初め、調査期間を短縮する手段を講じる必要があるのではないか」との質疑があり、

当局から、「委員御指摘の点を踏まえ、調査の財源となる国の補助金の確保に努め、スピード感を持って調査を推進してまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「市が基地依存の方向へ進み、米軍再編を容認する立場で再編交付金を受け取り続けていること、また、同和問題を人権問題と名

を変えて、法改正後も事業を継続していることに疑問を抱くので反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 岩国市名誉市民条例の審査におきまして、

委員中から、「名誉市民は、市長が議会の同意を得て選定することとなっているが、候補者の選定に当たっては、内部協議のみでなく、第三者機関を設置して審査するなど、公平・公正を期すべきではないか」との質疑があり、

当局から、「現在のところ、選定委員会等の設置は予定していないが、名誉市民は、多くの市民から賛同を得られる方を選定しなければならないことから、市政市民会議の活用など、市民の意見を反映できるような仕組みづくりも検討してまいりたい」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 岩国市基地周辺まちづくり基金条例の審査におきまして、

委員中から、『基地周辺』の定義について質疑があり、

当局から、「一般的には基地により負担や影響を受ける地域であるが、本条例については、再編交付金を財源とする基金を設置し、まちづくり事業を実施するものであることから、米軍の再編による影響を受ける範囲に限定されるものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「米軍の再編による影響は、すべての地域で大なり小なり受けることとなる。基地周辺において、快適な住環境を整備するまちづくり事業を推進することが目的なのであれば、一部の特定の地域に限定すべきではないのではないか」との質疑があり、

当局から、「基地による負担は、岩国市全域に及ぶと認識しており、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応してまいりたい」との答弁がありました。

続いて委員中から、「基金の対象となる地域や事業は、限定されないと理解していいのか。また、基金を設置しなければならないという必要性があるのか」との質疑があり、

当局から、「米軍の再編による負担や影響は、市内全域に及ぶものの、その大きさは地域差があり、再編交付金を財源とする事業を実施するに当たっては、その点も考慮すべきと考えている。また、再編交付金は、単年度で使うことを前提としたものであることから、基金化することにより、複数年度にわたる事業に使うことができるなど、より有効活用ができるものとなると考えている」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 岩国市税条例等の一部を改正する条例につきましては、討論において、一部委員から、「本条例の提案理由は、『厳しい経済状況や雇用情勢に対応して税制の整備を図るため』としているが、そのためには、もっと優先されるべき施策がある。賛成できる項目も一部含まれているが、納税者に対する罰則の強化も盛り込まれており、市民の立場になれば賛成することはできないので反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。